

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者

(1) 商号又は名称

(株) 宮尾組

(2) 住所

福岡県筑紫野市大字山口1906番地の3

2. 指名停止措置期間

令和7年6月18日 から 令和7年7月17日 まで

3. 指名停止措置理由

上記業者は、令和7年3月18日15時40分頃、福岡県建築都市部発注「筑紫中央高等学校特別教室棟他解体工事（7工区）」において、二次下請業者（（株）テイク）がトレンチピット内で作業中、作業者の無線連絡を受けて原因者がバックホウ（ショベルカー）を操作した際、作業者がバケットとピット壁の間に挟まれ、死亡した。

労働安全衛生法及び労働安全衛生規則により、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、使用する車両系建設機械の種類及び能力、運行経路、作業の方法等が示された作業計画を定め、かつ当該作業計画により作業を行わなければならないと規定されているが、行っていなかった。また、元請業者（（株）宮尾組）は関係請負人及び関係請負人の労働者が、同法の規定に違反しないよう必要な指導を行っていなかった。

上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その1第7号に該当し、福岡県から指名停止1カ月を受けた。

このことは、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成24年筑紫野市規則第38号）別表第1第8号に該当する。